

一般廃棄物処理業許可証

住所 宮城県牡鹿郡女川町針浜字後山79番地

氏名 有限会社 マルダイ
代表取締役 阿部 友宏

平成28年3月1日付けで申請があった一般廃棄物処理業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項・第7条第6項の規定に基づき、次のとおり許可する。

平成28年3月8日

女川町長 須田 善明



複写厳禁

1 事業の範囲	収集・運搬及び処分の別	収集・運搬
	取り扱う一般廃棄物の種類	可燃ごみ・資源ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ・特定家庭用機器
2 許可の期間	平成28年4月1日から 平成30年3月31日まで	
3 営業の区域	女川町内	
4 許可の条件	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び女川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例を遵守すること。</p> <p>2 取扱う一般廃棄物のうち可燃ごみの搬入先については、自社並びに石巻広域クリーンセンターとし、石巻広域クリーンセンターの場合は石巻地区広域行政事務組合清掃条例の受入基準を遵守し、搬入すること。 また、取扱う一般廃棄物のうち、資源ごみ及び粗大ごみの搬入先については、女川町クリーンセンターとし、廃棄物搬入取扱規程を遵守し、搬入すること。 特定家庭用機器再商品化法に規定する、特定家庭用機器の搬入先については、荷卸し先である石巻市の許可を受けたうえで指定取引所へ搬入すること。 自社に搬入する際には、一般廃棄物が飛散等しないよう、十分に注意し周辺の環境に配慮しながら運搬を行なうようにすること。</p> <p>3 規則12条に基づき毎月10日までに処理実績報告書を提出すること。</p> <p>4 処理手数料等は、石巻地区広域行政事務組合清掃施設条例又は、女川町条例及び規則による額を超えてはならない。</p> <p>5 収集運搬車両については、申請時に届け出た車両を使用をするとともに収集運搬にあたっては法律第4条による基準を十分に留意すること。</p> <p>6 許可事項に変更等が生じた場合は10日以内に届け出すること。</p> <p>7 分別収集を徹底し、積極的に資源化に努めること。</p>	